

第1章 計画改定および対象区域の概要

1-1 計画改定の背景と目的

室戸岬は1927（昭和2）年に日本新八景に選ばれ、1928（昭和3）年3月に、室戸岬の一部が文化財保護法に基づき国の天然記念物「室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落」に、また、同年6月には国の名勝「室戸岬」に指定され、いずれも高知県が管理団体となり保存活用が図られている。さらに、この地域は自然公園法に基づいて1964（昭和39）年6月1日に徳島県の阿南海岸から本県の羽根海岸までの一帯が「室戸阿南海岸国定公園」として指定され、その保存と活用が図られている。

文化財指定から60年が経過した1988（昭和63）年に、観光開発などにもなう環境の変化に対応する必要性から長期展望に立った保存管理を行うため、高知県教育委員会の指導により室戸市教育委員会が「室戸岬（名勝）室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落（天然記念物）保存管理計画」を策定した。計画策定後も、指定地域内において国道の安全管理を図るための岩盤削除、ロープネットや擬岩擁壁などの落石または転石防止対策工の施工や高知県が設置した海岸遊歩道の安全対策など、現状変更行為の許可申請^{※1}が数多くあり、その都度慎重に協議してきた。

2008（平成20）年12月に室戸岬を含む室戸市全域が日本ジオパークとして認定され、続いて2011（平成23）年9月には国内で5番目の世界ジオパークとしてGGN（世界ジオパークネットワーク）から認定を受けた。ジオパークが広く認知されるにつれて、地質や岩石だけでなく動植物や歴史上の人物に対しても高い関心を持つ人が多くなり、室戸岬の自然環境はもとより文化的遺産についてもその価値を失わないような保存を図るとともに、ここを訪れる人々に文化財の価値を伝えるための持続的な活動が重要となってきた。一方、これを契機として、関連する施設整備や地質研究の必要性が高まっていることなどから、当該地域の保存管理について一定の規制が求められるようになってきている。

このような状況をうけて、2018（平成30）年度に今後の室戸岬の存在意義や課題などについて検討するとともに、保存・管理・活用の方策などを整理し、長期的な視点に立った保存活用の指針となることを目的とした「名勝 室戸岬 天然記念物 室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落 保存活用計画」（以下、2019保存活用計画とする）を策定した。この度の計画の改定は、2019保存活用計画に基づき、計画の運用状況を確認するとともに、計画策定後の状況変化や新たな知見を踏まえたうえで課題や対策を整理し、新たな計画期間を定めた改定版として作成するものである。

※1 国指定の名勝や天然記念物等の指定地では、文化財保護法に基づき、現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為が制限されている。これらの行為を行う場合は、申請書を提出して文化庁長官の許可を得る必要がある。この手続は一般的に「現状変更行為の許可申請」と呼ばれる。

1-2 対象区域の概要

1-2-1 計画の対象区域

計画の対象区域は、図 1-1 および表 1-1 に示す名勝および天然記念物の指定区域である。なお、天然記念物の指定区域は名勝の指定区域内に包括されている。



図 1-1 対象区域（指定区域）

表 1-1 対象区域の概要
(国指定文化財等データベースより作成)

| | | |
|-------|---|---|
| 名称 | 室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落 | 室戸岬 |
| 種別 | 天然記念物 | 名勝 |
| 指定年月日 | 1928(昭和3)年3月24日 | 1928(昭和3)年6月27日 |
| 指定基準 | 植物二.代表的原始林、稀有の森林植物相 植物五.海岸および沙地植物群落の代表的なもの 植物十.著しい植物分布の限界地 | 八.砂丘、砂嘴(さし)、海浜、島嶼 |
| 所在地 | 高知県室戸市室戸岬町 | |
| 区域 | 室戸市室戸岬町の国道55号の高岩の北にある大岩(鷲ヶ岩)を起点とし、同所から西方向に満潮位の海岸線まで、また同所より最寄りの尾根を通過しスカイラインに至り、スカイラインの南側辺縁部を北上して明星来影寺南尾根を通過して国道海岸側に至り、そこから国道に沿って北進して岩礁遊歩道の北端に至り、そこから東方向に満潮位の海岸線までの区間を北の境界とし、海側は満潮位の海岸線に囲まれた区域とする。 (指定時の告示文から名勝の範囲内に天然記念物の範囲が包括されると判断できる) | |
| 詳細解説※ | <ul style="list-style-type: none"> ▼室戸岬は、四国島の東南端の一大岬角にして、後面一帯の山地はヤマモガシ、オガタマ(オガタマノキ)、ピランジュ(バクチノキ)などの亜熱帯性常緑樹より成れる密林を以て被われ、タチバナおよびナギに如きもまたその中に産す。 ▼特に著しきはアコウとアオギリの群落にして、前者は山麓に、後者は山腹に亘りて叢生(そうせい)す。 ▼山側の樹叢中にケホシダ、テツホシダなどの亜熱帯性シダの群落を呈し、また、海岸の斑レイ岩脈の露出せる間にはウバメガシの純群落あり。 ▼その他、種々の海岸植物群生し、土地の温暖なるにより、冬季もなお花を絶たず為に、岬頭の植物景観をして暖国固有の特徴を呈せしむ。 | <ul style="list-style-type: none"> ▼室戸岬は、四国島の南海突出したる一大岬角にして、斑レイ岩の二条の岩脈は主として砂岩および泥板岩の互層より成る。 ▼中生層を貫き、岬端(こうたん)澎湃(ほうはい)たる怒濤の絶えず、岸を拍(う)つところ奇岩乱れ立ち、怪礁(かいしょう)基布(きふ)し、往々にして海生甌穴を生ぜり。 ▼岩礁中には、中生層の地質の変動を受けて、断層褶曲(しゅうきよく)変質の諸現象の著しきものあり。 ▼斑レイ岩脈の冷却凝結の遅速によりて、著しく石理構造を異にするものあり、昆砂砧岩、龍宮岩は岩礁の主なるものにして、空海の目洗池と称するは海生甌穴の一つなり。 ▼山上は、西方の岬頭行当岬と共に著しき海食台地にして、東寺の堂塔、灯台および測候所あり。 ▼山麓には、空海修法の崖と称する海食洞崖の水面より約10mの高位に位して、海退作用ありしを示すものあり。 ▼海岸の勝地としては、眼界広闊(こうかつ)眺望偉大点において類例少なきものに属す。 ▼後面の山地は多数の亜熱帯性常緑広葉樹をもって蔽われ、タチバナのごときも、またその中に産す、殊に著しきアコウとアオギリの群落にして、前者は山麓に、後者は山腹にわたりて叢生(そうせい)す。 ▼また、海岸の奇岩乱石の間に、ウバメガシの純群落のほか、種々の海浜植物群生し、土地の温暖なるにより冬季もなお花を絶たず、為に岬頭の景観をして異彩を放たしむ。 |
| 備考 | 1956(昭和31)年 高知県立自然公園に指定 1964(昭和39)年 室戸阿南海岸国定公園に指定 2011(平成23)年 室戸世界ジオパークに認定 2015(平成27)年 室戸ユネスコ世界ジオパークに認定 | |

※指定当時の詳細解説を現代表記に改め、1文ごとに改行して示す。

1-2-2 対象区域と周辺域の資源

対象区域およびその周辺に現存する景観資源や建築物などを図 1-2 に整理した。また、室戸岬の自然環境や景観は古くから詩歌に詠まれている。これらは対象区域の鑑賞的な価値に対する外部からの客観的な評価のひとつであり、複数の歌碑や句碑が現存している。それらの内容と所在地を表 1-2 に示す。

表 1-2 対象区域および周辺域に現存する歌碑・句碑
(多田運氏資料(2013年4月28日提供)より抜粋)

| No. | 内容 | 俳人等 | 場所 |
|-----|-----------------------------------|-------|---------------|
| 1 | 法性の室戸と聞けど我が住めど 有為の浪風寄せぬ日ぞなき | 空海 | 御蔵洞前 |
| 2 | 村雨の風吹きおくる秋風に 引かぬ鳴子やならし津の里 | 川村与惣太 | 室戸市民図書館前 |
| 3 | 空海をたのみまいらすころもて はるばる土佐の国へ来にけり | 吉井勇 | 最御崎寺大師堂前 |
| 4 | 室戸なるひとよのやどのたましだを うつくしと見つ岩間いわまに | 昭和天皇 | 室戸岬町山田邸内 |
| 5 | 乱礁の巣に鳥入りし月の秋 | 渡邊水巴 | 室戸岬町御蔵洞前 |
| 6 | 龍巻に添うて虹立室戸岬 | 高浜虚子 | 室戸岬町ビシャゴ岩の山側 |
| 7 | 潮けむりあがりし磯の遍路道 | 川田十雨 | 室戸岬町御蔵洞前 |
| 8 | 泣きに来て室戸の浪に噛みつかれ | 奴田原紅雨 | ホテルジオパーク夢路灯池畔 |
| 9 | 海女浮いて厄日ともなし室戸岬 | 中井珊瑚楼 | ホテルジオパーク夢路灯池畔 |
| 10 | 空海の行の磯場や天草舟 | 元子 | 最御崎寺境内鉦石側 |
| 11 | 大空に慈悲のお姿あおぎつ々 室戸の山につどう水子ら | 島田保子 | 最御崎寺大師堂裏側 |
| 12 | 燈台も巖も佛も土用波 | 島村哉々 | 最御崎寺護摩堂前 |

注) No.10~12 は室戸市出身の作者

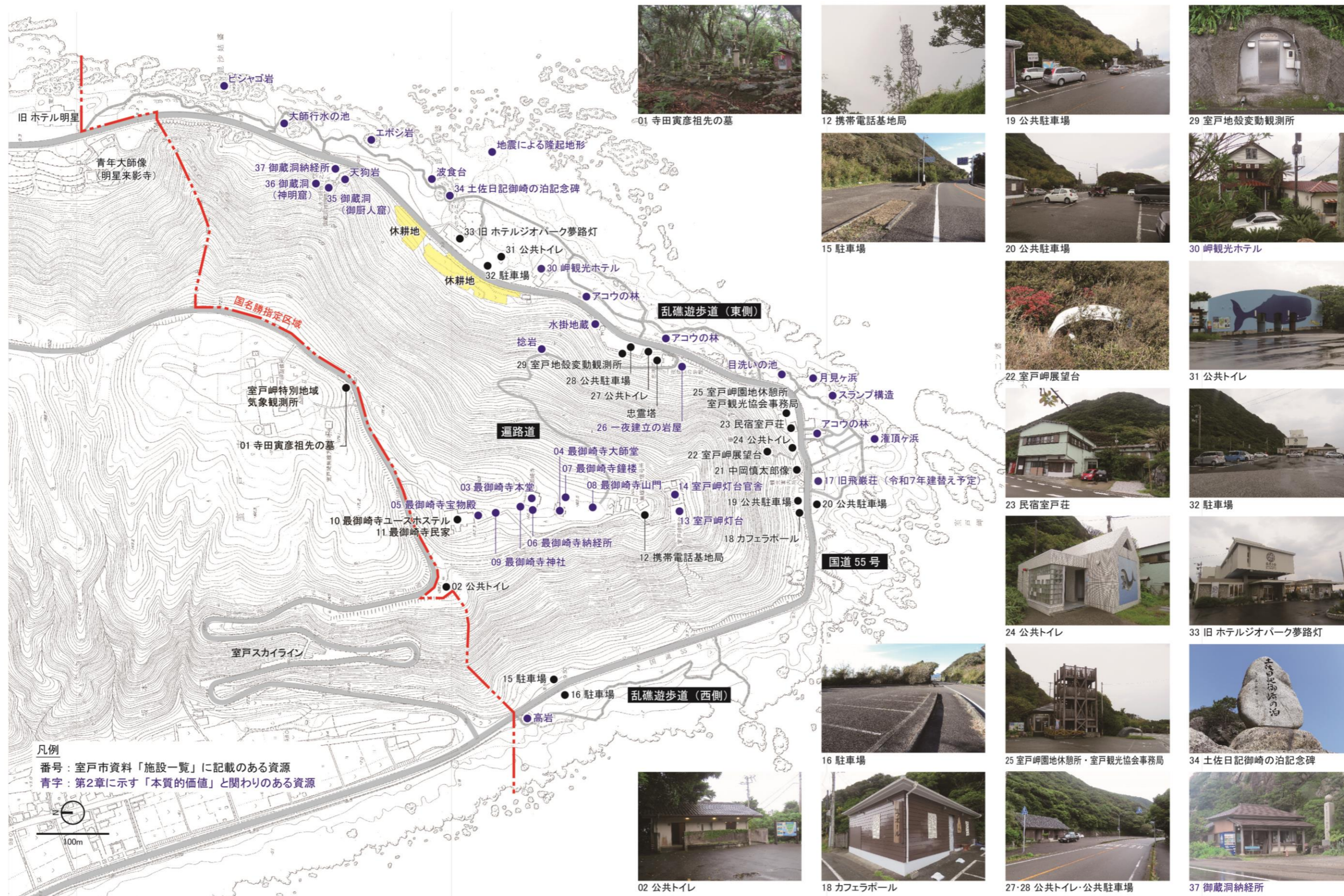


図 1-2 対象区域およびその周辺における主要な資源の分布

注) 本図に掲載なき「本質的価値」と関わりのある資源の写真については口絵を参照。「本質的価値」の定義については図 2-1 および図 2-2 を、内容については「2-2 対象区域の本質的価値とその成り立ち」を参照

1-2-3 対象区域における保全と活用の主な経緯

対象区域およびその周辺域における主な建築物と各種指定を以下に示す。

| | | |
|----------------|------|---|
| 1899 (明治 32) 年 | 4 月 | 室戸岬灯台が投光を開始 |
| 1920 (大正 9) 年 | 7 月 | 室戸岬測候所が開設 |
| 1927 (昭和 2) 年 | | 鼻廻り線が開通 |
| | 8 月 | 日本新八景に選定 (大阪毎日新聞社・東京日日新聞社) |
| 1928 (昭和 3) 年 | 3 月 | 「室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落」が国の天然記念物に指定 |
| | 5 月 | 弘法大師像が建立 |
| | 6 月 | 「室戸岬」が国の名勝に指定 |
| 1929 (昭和 4) 年 | 10 月 | 津呂村 ^{むろとざき} が室戸岬町に改称 |
| 1931 (昭和 6) 年 | 3 月 | 土佐保勝会館が落成 (現室戸荘の場所) |
| 1933 (昭和 8) 年 | | 現在の岬観光ホテルが完成 (当時は個人邸) |
| 1934 (昭和 9) 年 | 9 月 | 室戸台風が襲来 |
| 1935 (昭和 10) 年 | 5 月 | 中岡慎太郎像が建立 |
| 1946 (昭和 21) 年 | 12 月 | 昭和の南海地震 (南海大地震) が発生 |
| 1956 (昭和 31) 年 | 1 月 | 高知県立自然公園に指定 |
| 1959 (昭和 34) 年 | 3 月 | 室戸市発足 |
| 1961 (昭和 36) 年 | 9 月 | 第二室戸台風が襲来 |
| 1964 (昭和 39) 年 | 6 月 | 室戸阿南海岸国定公園に指定 |
| 1966 (昭和 41) 年 | 5 月 | 水掛地蔵の隣に駐車場が完成 室戸岬が新日本旅行地 100 選 (日本交通公社) に選定 |
| 1972 (昭和 47) 年 | 8 月 | 国道 55 号の改良工事着工 |
| 1973 (昭和 48) 年 | 2 月 | 国道 55 号の改良完了 |
| 1974 (昭和 49) 年 | | 乱礁遊歩道が着工 |
| 1975 (昭和 50) 年 | 4 月 | 室戸スカイラインが全線開通 (※指定区域外) 室戸岬先端部の旅館、売店などが指定区域外へ集団移転。 サンホテル (現ホテル明星) が営業開始 (※指定区域外) |



室戸岬灯台
(1920 年代撮影)



土佐保勝会館 (1930 年代撮影)



中岡慎太郎像
(1930 年代撮影)

| | | | |
|----------------|------|--|---|
| 1977 (昭和 52) 年 | | 乱礁遊歩道が完成 | |
| 1984 (昭和 59) 年 | 11 月 | 明星来影寺青年大師像建立 (※指定区域外) | |
| 1985 (昭和 60) 年 | | 室戸岬灯台が「保存灯台 (A ランク)」(海上保安庁) に指定 | |
| 1988 (昭和 63) 年 | 10 月 | 室戸岬 (名勝)、室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落 (天然記念物) 保存管理計画を策定 |  <p>乱礁遊歩道 (1980 年代撮影)</p> |
| 1996 (平成 8) 年 | 7 月 | 室戸岬が「日本の渚百選」(「日本の渚・百選」中央委員会・国民の祝日「海の日」を祝う実行委員会) に選定 室戸岬・御厨人窟の波音が「日本の音風景 100 選」(環境庁 (現・環境省)) に選定 | |
| 1998 (平成 10) 年 | 11 月 | 室戸岬灯台が「日本の灯台 50 選」(海上保安庁) に選定 | |
| 2008 (平成 20) 年 | 6 月 | 室戸ジオパーク推進協議会設立 | |
| | 12 月 | 「日本ジオパーク」(日本ジオパークネットワーク) に認定 | |
| 2009 (平成 21) 年 | 2 月 | 室戸岬灯台が「近代産業遺産 (経済産業省)」に認定 | |
| 2011 (平成 23) 年 | 9 月 | 「世界ジオパーク」(世界ジオパークネットワーク) に認定 |  <p>世界ジオパークセンター</p> |
| 2015 (平成 27) 年 | 4 月 | 世界ジオパークセンター開設 | |
| | 11 月 | 室戸ユネスコ世界ジオパーク (Muroto UNESCO Global Geopark) に認定 | |
| 2023 (令和 5) 年 | 12 月 | 室戸ユネスコ世界ジオパーク (Muroto UNESCO Global Geopark) に再認定 | |

1-2-4 保存・活用に関する主な地域の取組

前節で整理した対象区域の保存・活用に関する各種指定のうち、地域の取組により実現した指定について整理した。

1) 日本新八景

室戸岬は国の名勝および天然記念物に指定される前年の1927（昭和2）年に日本新八景に選定された。

日本新八景とは、大阪毎日新聞社と東京日日新聞社（現毎日新聞社）が、当時の鉄道省の後援の下に、日本内地における新景勝地の推賞および紹介を目的として、山岳、溪谷、瀑布、温泉、湖沼、河川、海岸、平原の8つの異なるタイプの風景について全国投票を行い選定した景勝地である。

投票の結果、室戸岬は海岸において第1位となり、日本八景の一つに選定された。選定に際しては、当時の津呂村と室戸町が連携して室戸岬保勝会を結成し、この保勝会が世間における室戸岬の評価に多大の貢献をした。翌1928（昭和3）年には、国の天然記念物と名勝に相次いで指定され、国の文化財に認定された。これらを契機に全国的な知名度が高まって観光客が増加し、宿泊施設をはじめ各種観光施設の整備が進んだ。



日本八景選定当時のエボシ岩、御蔵洞付近の様子（1930年頃撮影）

2) 県立自然公園および国定公園

室戸岬は1956（昭和31）年に高知県立自然公園の指定を受けた。1959（昭和34）年には室戸市の発足にともない、国立公園への昇格を目指す運動が本格化した。当初は土佐清水市と連携して土佐湾国立公園を目指したが、徳島県が阿南海岸の国定公園を申請していたことから、両県で「室戸・阿南海岸国定公園」指定となるよう方針を転換して運動を続けた結果、1964（昭和39）年に指定を受けることとなった。

観光開発は第二次世界大戦を挟んで停滞していたが、新たに発足した室戸市は観光開発計画を策定し、駐車場やキャンプ場、遊歩道、スカイラインの整備を順次進めた。なお、1980年代前半（昭和50年代後半）には整備は概ね収束し、その後、現在まで大きな改変は行われていない。



スカイライン
開通当時の様子
（1975年頃撮影）

3) 室戸ユネスコ世界ジオパーク

室戸岬は四万十帯南帯に属し、長期的な地殻変動を反映した地形や地質が表出した場所として世界的にも知られている。これら貴重な地質遺産は名勝室戸岬の本質的価値を構成する重要な要素である。1928（昭和3）年に国の名勝および天然記念物（文化財）として指定を受けたことで、これら構成要素の保存が図られてきたが、一方で有効活用する取組は進んでいなかった。

2004（平成16）年に、地球と人にスポットをあてた事業として「ジオパーク」の認定が世界でスタートした。「ジオパーク」とは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた造語で、地域の大地（ジオ）、動植物・生態系（エコ）、文化・産業・歴史（ヒト）の3つの要素のつながりに着目するとともに、地球（ジオ）と人々との関わりが感じられるストーリーを発見し、それらを活用した保護、教育、観光などの活動を通じた地域振興を目的としている。

室戸市は地域の貴重な地質遺産の価値を高め、他の観光資源などと合わせて活用し、交流人口の拡大や地域の活性化を図ることを目的として、2008（平成20）年6月に「室戸ジオパーク推進協議会」を設立し、ジオパーク活動への取組を開始した。世界ジオパークネットワーク認定の前提となる「日本ジオパーク」には同年12月に認定を受け、また、2011（平成23）年9月には「世界ジオパークネットワーク」への加盟認定を受けた。さらに、2015年（平成27）11月のジオパーク活動のUNESCO正式事業化にともなって室戸ユネスコ世界ジオパーク（Muroto UNESCO Global Geopark）」として認定された。

室戸ユネスコ世界ジオパークの運営は、世界ジオパークネットワーク（GGN）のガイドラインに基づき、室戸ジオパーク推進協議会を中心に行われているが、ジオパーク活動には地域住民、民間企業、研究機関、各種団体および行政も協力している。推進協議会では、実行計画を実際に行動に移していく実戦部隊として「ジオパーク活動推進チーム」の立ち上げや、会議にワークショップ形式を取り入れるなど、地域住民参加型の運営を行っている。主な活動としては、イベントやツアーの開催と体験プログラムの提供、これらを通じた教育・啓発活動、ガイドの育成、ジオパークやサイトの整備・維持管理などである。2024（令和6）年の時点で、室戸市内に地質や地形を対象とした「地質サイト」が51地点、生態系を対象とした「エコサイト」が10地点、文化や歴史を対象とした「文化サイト」が17地点、拠点施設が10地点、計88地点がサイトとして設定されており、それぞれ保全と活用が行われている。室戸岬は、岬そのものが室戸ユネスコ世界ジオパークの地形的特徴を示しており、かつ重要なサイトが密集している地域である。



ジオパークの活動
（提供：室戸ジオパーク推進協議会）

1-3 保存管理に関する法規制の現状

名勝および天然記念物の保護に関する文化財保護法以外の主な法律として、海岸法、自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）、森林法があり、それらによる行為制限が行われている（表 1-3・図 1-3・1-4）。なお、室戸岬灯台の本体は、海上保安庁の所管である。

対象区域における行為に際しては、文化財保護法のほか、表 1-3 に示す関係法令に基づく許可の手続きが必要である。現時点で文化財保護法と並んで行為の許可に関連する申請件数が多い法律は、自然公園法である。対象区域の大部分は同法に基づく室戸阿南海岸国定公園の「特別保護地区」「第1種特別地域」に指定されている。同地区・地域内では、巻末の「自然公園法に基づく行為制限の概要」に示す行為制限があり、土地の形状変更や一般建築物・工作物・車道の新築、鉱物や土石の採取、木竹の伐採が原則として認められていない。また、指定植物などの採取も許可が必要である。

表 1-3 名勝および天然記念物の保護に関する文化財保護法以外の主な法律

| 法律 | 区域 (規制種別) | 関係する条項 | | 担当部局※ |
|-------|--------------|------------|----------------------|-------------------|
| | | 区域指定 | 行為制限 | |
| 自然公園法 | 特別保護地区 | 第 21 条 | 第 21 条 規則第 11 条ほか | 高知県自然共生課 |
| | 第 1 種特別地域 | 第 20 条 | 第 20 条 | |
| | 第 2 種特別地域 | 規則第 9 条の 2 | 規則第 11 条ほか | |
| | 普通地域 | 第 33 条 | 第 33 条 | |
| 鳥獣保護法 | 鳥獣特別保護地区 | 第 29 条 | 第 29 条 | 高知県中山間地域対策課 鳥獣対策室 |
| | 鳥獣保護区 | 第 28 条 | 第 9 条ほか | |
| 森林法 | 保安林 | 第 25 条 | 第 34 条ほか | 高知県治山林道課 |
| | 地域森林計画対象民有林 | 第 5 条 | 第 10 条の 2 | |
| 海岸法 | 海岸保全区域 | 第 3 条 | 第 8 条ほか | 高知県港湾・海岸課 |
| | 一般公共海岸区域 | 第 2 条 | 第 37 条の 5 | |

※2025（令和7）年3月現在

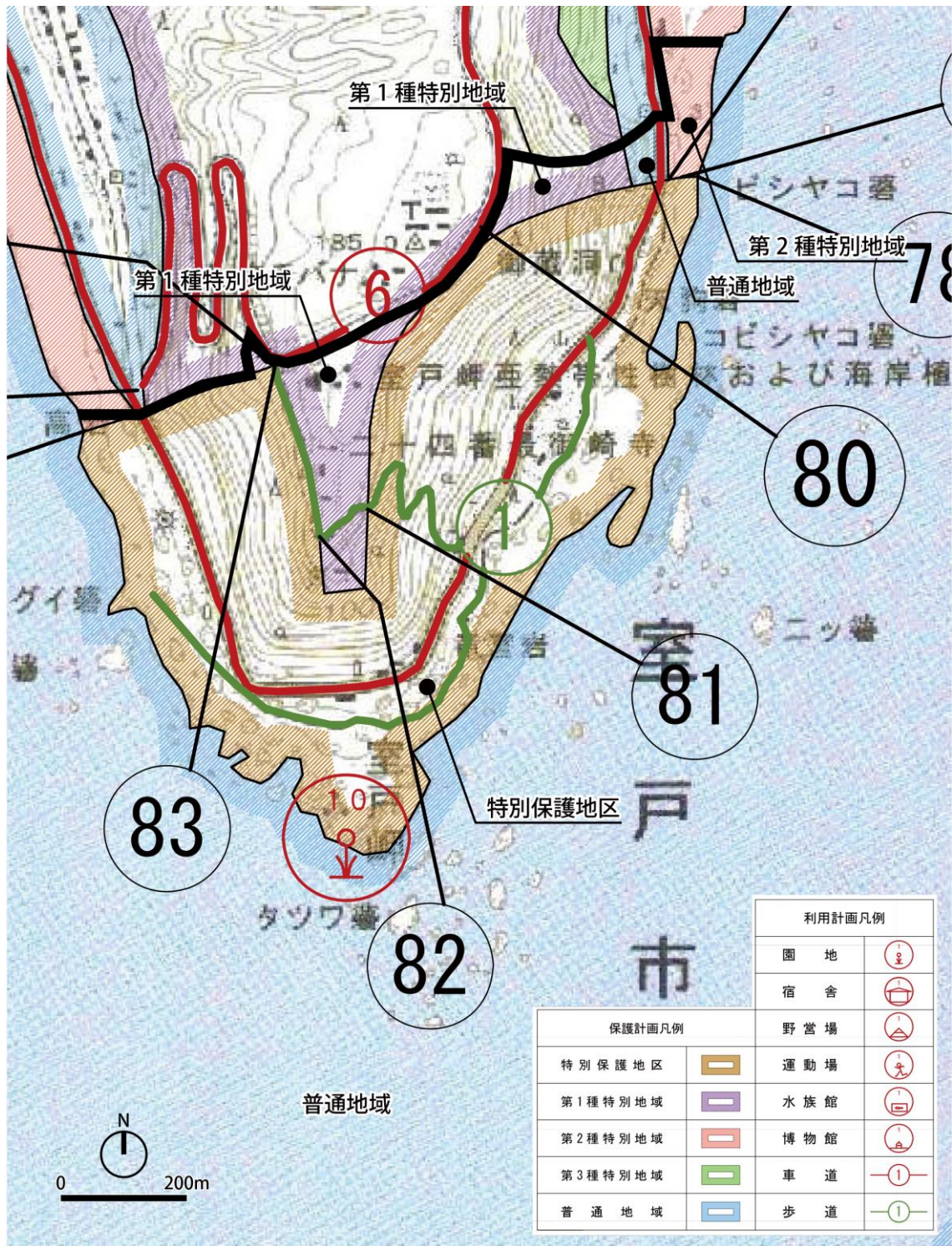


図 1-3 自然公園法による対象区域の規制状況
 出典：「室戸阿南海岸国定公園区域及び公園計画図」に加筆
 注) 自然公園法に基づく行為制限の概要については巻末を参照

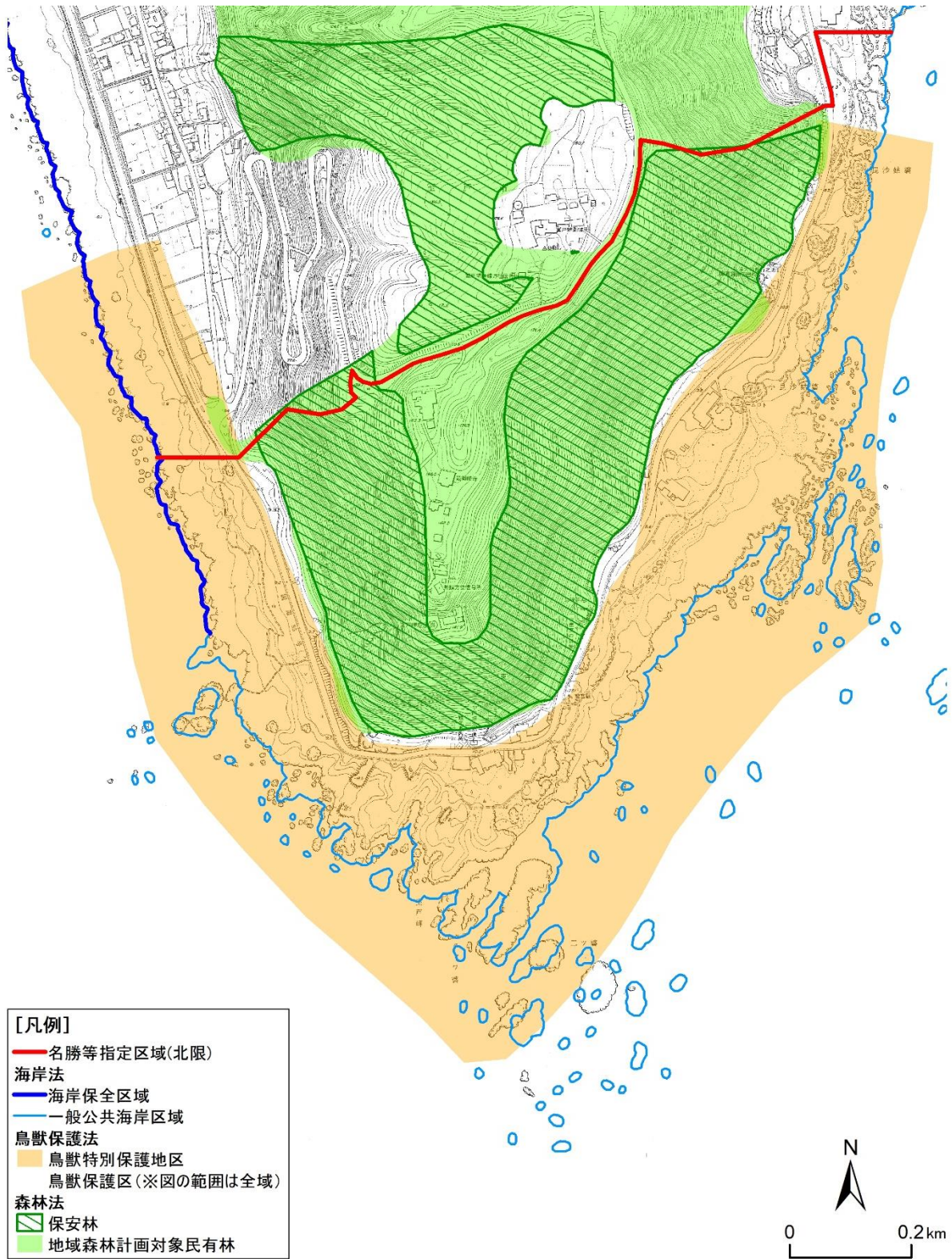


図 1-4 海岸法・鳥獣保護法・森林法による対象区域の規制状況

出典：「国土数値情報」をもとに作図

1-4 対象区域における改変などの状況

1-4-1 現状変更行為の許可申請

文化財（名勝および天然記念物）の現在の状態を人為的に改変などの行為による文化財の価値への影響を最小限に留めるため、行為者にはあらかじめ文化庁長官（軽微な変更の場合は地方自治体）の許可を受けることが文化財保護法第125条第1項により義務づけられている。この手続きは、「現状変更行為の許可申請」と呼ばれている。

名勝「室戸岬」ならびに天然記念物「室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落」の区域内において、2009（平成21）年度から2024（令和6）年度までの過去16年間の現状変更行為の許可申請は91件あり、その内容は構造物関係（新設や改修など）に関するものが最も多く、次いで木竹の伐採に関するものが多い（図1-5）。

2009年度以降の申請数の推移を見ると、2021（令和3）年度が10件と最も多く、それ以降は減少している（図1-6）。また、2017（平成29）年度以降は木竹伐採に関連する手続きが毎年行われるようになってきている。申請者は行政機関（公共事業）が主体で、年度によっては一般企業（電力会社など）が多い場合もあった（図1-7）。

2009年度から2024年度にかけての現状変更行為は巻末資料に示す。

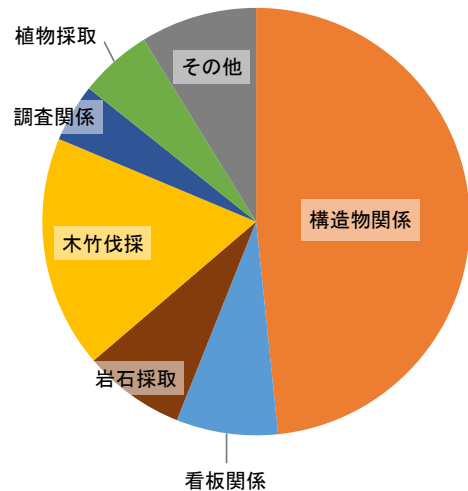


図1-5 現状変更行為の許可申請の内訳 (2009～2024年度)

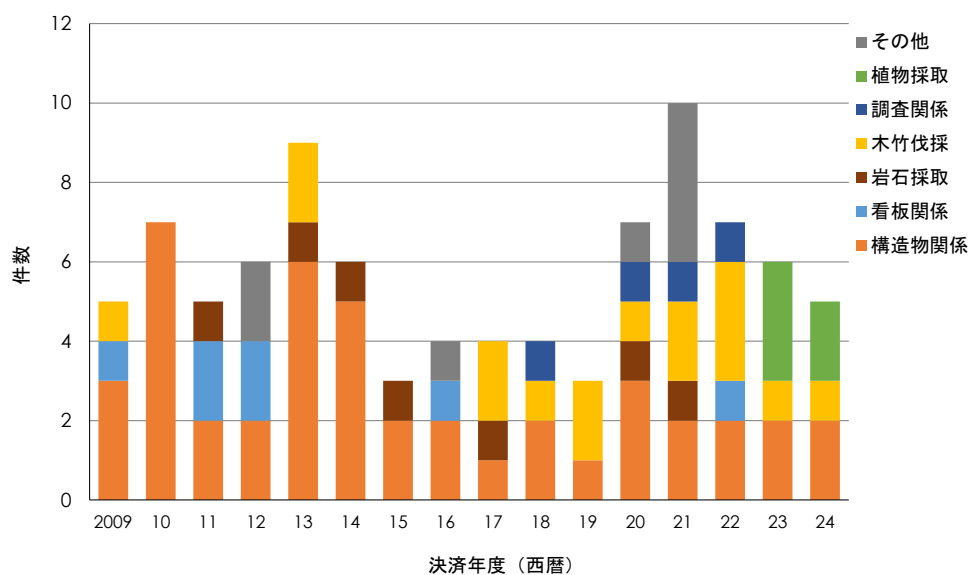


図1-6 現状変更行為の許可申請の形態別の件数の推移
注) 2024年度は9月までのデータ

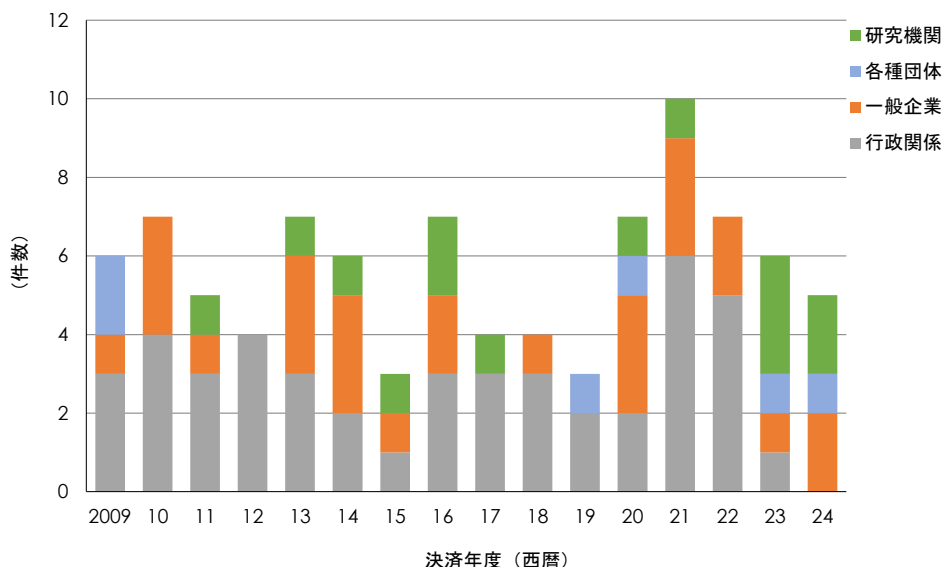


図 1-7 現状変更行為の許可申請の申請者別の推移
注) 2024 年度は 9 月までのデータ

1-4-2 事業計画による改変などの状況

対象区域およびその周辺における今後の事業計画について、室戸市の各種計画から整理した。

◆室戸市総合振興計画（2021（令和3）～2029（令和11）年度）

本計画は、2011（平成23）年に10年間のまちづくりの方針として策定された「室戸市総合振興計画」の終了を受け、総合振興計画全体を評価し、課題や取組を見直したうえで、新たな「室戸市総合振興計画」として策定された。「みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまち」を将来像としている。

本計画の基本施策における観光振興や伝統文化、防災対策に関連する項目のうち、対象区域およびその周辺域に関係する事業として表 1-4 の事業が挙げられている。

表 1-4 室戸市総合振興計画に記載されている事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------------|--|
| ジオパーク推進事業 | 室戸ジオパーク第5期実行計画（2024～2027年度）参照 |
| ジオツーリズム事業 | 室戸ジオパーク第5期実行計画（2024～2027年度）参照 |
| 観光関連施設整備事業 | 既存施設の適切な維持管理、新たな観光案内サインの整備・適宜内容のリニューアル |
| 文化財の保存事業 | 文化財の調査事業を進める |
| 津波避難タワー・避難路など整備事業 | 室戸市防災計画参照 |
| 室戸岬灯台周辺整備事業 | 具体的な事業計画なし |
| 遍路を活かしたまちづくりの推進 | 具体的な事業計画なし |

◆第 2 期室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020（令和 2）～2024（令和 6）年度）

本戦略は、2016（平成 27）年に策定した第 1 期総合戦略の終了を受け、その成果と課題を検証し、国や県の第 2 期総合戦略を踏まえて策定された。

本戦略では「ジオパーク等地域資源を活かし、国内外から新しい人の流れをつくる」を基本目標の一つとして設定している。第 2 期ではこれに加え、SDGs の理念に沿って進めることにより、持続的に成長していける力を確保しつつ、誰もが安心して生活ができる持続可能なまちづくりや地域活性化に取り組んでいくこととしている。

具体的な取組として、観光・健康・文化・スポーツを組み合わせた各種ツーリズムによる体験型観光の推進、観光関連施設の整備が挙げられているが、具体的な建造物の設置にかかる計画はない。

◆第二次室戸市環境基本計画（2016（平成 28）～2025（令和 7）年度）

本計画は室戸市環境基本条例（1996（平成 8）年 3 月制定）に基づき、環境保全および創造に関する総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定された。

本計画の基本施策における観光振興などに関連する項目のうち、対象区域およびその周辺域に係る事業を表 1-5 に示す。ソフト事業が主体であり、現時点で新たな建造物の設置などの具体的な計画は確認されなかった。

表 1-5 第二次室戸市環境基本計画に記載されている事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 室戸岬園地遊歩道の整備 | 遊歩道や室戸岬の公衆トイレの清掃、管理 |
| ジオパーク推進事業 | 室戸ジオパーク活動基本計画・第 3 期実行計画参照 |
| 遍路を活かしたまちづくり事業 | 遍路道コース、休憩所、トイレ等施設、交通、地域の伝統芸能やイベントなどの情報発信 |
| 避難路整備事業 | 室戸市地域防災計画参照 |

◆室戸市地域防災計画 一般対策編（2022（令和 4）年 3 月改正）

◆室戸市地域防災計画 地震及び津波災害対策編（2022（令和 4）年 3 月改正）

両計画は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、室戸市防災会議が作成した計画である。「一般対策編」は風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記載した基本的な計画であり、「地震及び津波災害対策編」は想定される大規模地震の災害から住民の生命、身体および財産を保護するために、その目的、性格および構成を明らかにし、室戸市および防災関係機関が果たすべき必要な事項および災害時に実施する災害応急対策を定めたものである。後者は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含んでいる。

現時点で対象区域およびその周辺域における避難路などの具体的な整備計画は確認されなかった。

- ◆室戸ジオパーク活動基本計画（2010～2019 年度）
- ◆室戸ユネスコ世界ジオパーク基本構想（2018～2028 年度）
- ◆室戸ジオパーク第5期実行計画（2024～2027 年度）

室戸ジオパークの推進にあたっては、活動基本計画と実行計画が策定されている。2019 年度までの計画として策定された活動基本計画は、内容に変更がないため改定されていない。また、2015（平成 27）年に室戸ユネスコ世界ジオパークとなったことから、10 年先を見据えたビジョンとして室戸ユネスコ世界ジオパーク基本構想（以下、基本構想）が 2017（平成 29）年に策定された。

基本構想では「大地が育んだ地域資源の継承と発展」を柱に、世界に誇れる地形地質と大地が育んだ地域資源をジオパークネットワークと連携を図りながら、「まもる」「まなぶ」「もてなす」「かせぐ」「ひろめる」の 5 つの取組項目を 4 年のスパンで計画的に進めていくことが定められている。これを受けて、第 5 期実行計画では、上述した 5 つの取組項目についてそれぞれ具体的な行動計画を設定し、取組が進められている。

1-5 計画改定の経緯

1-5-1 計画改定の方法

改定計画は 2019 保存活用計画に基づき、計画の運用状況を確認し計画策定後の状況変化や新たな知見を踏まえて、改めて課題や対策についてとりまとめたものである。

改定にあたっては資料調査による現状把握と特筆される課題などについて検討し、一部現地調査も実施した。それらの結果を整理し、本計画書（改定版）を作成した。

1-5-2 計画改定委員会における検討の経緯

1) 計画改定委員会の組織

2019 保存活用計画を見直し、計画を改定するため「(名・天) 室戸岬保存活用計画改定委員会」(以下、計画改定委員会とする)を組織した。計画改定委員会委員を表 1-6 に示す。

表 1-6 (名・天) 室戸岬保存活用計画改定委員会委員

| 氏名 | 所属・機関名 |
|--------|--|
| 岩井 雅夫 | 高知県文化財保護審議会 委員 高知大学海洋コア国際研究所 教授(理工学部兼務) 理学博士 室戸ユネスコ世界ジオパーク推進協議会 顧問 |
| 鴻上 泰 | 高知県文化財保護審議会 委員 土佐植物研究会 会長 高知県立牧野植物園 研究調査員 |
| 町田 吉彦 | 高知県文化財保護審議会 委員 高知大学名誉教授 理学博士 |
| 溝渕 博彦 | 高知県文化財保護審議会 委員 NPO 高知文化財研究所 代表 |
| 久保 八太雄 | 室戸市文化財保護審議 会長 |
| 黒岩 道宏 | 室戸市副市長 室戸市観光協会 会長 |

(敬称略)

2) 計画改定委員会の開催状況

計画改定委員会の開催状況と主な議題を表 1-7 に示す。

計画改定にあたり、2024(令和 6)年度に委員会を計 3 回開催し委員会での意見や議論の結果を本計画書に反映させた。

表 1-7 計画改定委員会の経緯

| | 開催年月日 | 主な議題 | 会場 |
|-----|------------------|---|-------|
| 第1回 | 2024（令和6）年10月31日 | ①保存活用計画書改定の目的と方針 ②現計画の進捗状況 ③特筆すべき課題とその対応策 | 室戸市役所 |
| 第2回 | 2025（令和7）年1月30日 | ①特筆すべき課題に関する調査結果および進捗状況 ②計画書改定状況 | 室戸市役所 |
| 第3回 | 2025（令和7）年2月27日 | ①計画書の修正内容の確認 | 室戸市役所 |

■第1回

第1回計画改定委員会は2024（令和6）年10月31日に室戸市役所で開催された。事務局より計画改定の目的と方針が示された後、2019保存活用計画の進捗状況が説明された。また、計画改定に大きく関わる課題について報告され、意見交換が行われた。



第1回 改定委員会の状況

■第2回

第2回は2025（令和7）年1月30日に室戸市役所で開催された。第1回委員会において報告された計画改定に大きく関わる課題についての進捗状況と、一部調査結果が報告された。また、本計画書の改定状況が報告され、委員から文章に関する注意点や追記事項などについての意見が出された。



第2回 改定委員会の状況

■第3回

第3回は2025（令和7）年2月27日に室戸市役所にて開催された。第2回委員会において委員から出された意見や修正事項を反映し、改定計画書（案）として提出した。委員からは改めて（案）に対して基本方針に関する意見などが出され、それらを反映して改定計画書としてとりまとめることとなった。



第3回 改定委員会の状況

<参考文献>

- 環境省. 1996. 残したい“日本の音風景 100 選”パンフレット. 環境省, 東京.
- 建設省四国地方建設局監修. 1978. 四国地方建設局二十年史. 四国建設弘済会, 香川県.
- 公益社団法人燈光会ホームページ (<https://www.tokokai.org/>, 2019.2 参照)
- 室戸ジオパーク推進協議会. 2016. 室戸ユネスコ世界ジオパーク年報 2015 (平成 27) 年度. 室戸ジオパーク推進協議会, 高知県.
- 室戸市史編集委員会. 1989. 室戸市史 下巻. 室戸市, 高知県
- 室戸市史編集委員会. 1989. 室戸市史 上巻. 室戸市, 高知県.
- 日本の森・滝・渚全国協議会ホームページ (<http://www.mori-taki-nagisa.jp/>, 2019.2 参照)
- 四国の建設のあゆみ編纂委員会編. 1990. 四国の建設のあゆみ. 四国建設弘済会, 香川県.